

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

青色申告特別控除額の引上げ

Q : 12年度の改正では、所得税の青色申告特別控除額が引き上げられたそうですが、いくらになったのでしょうか。

A : 45万円から55万円に引き上げられました。

【解説】

平成12年度の改正では、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、取引を正規の簿記の原則に従って記帳している人についての青色申告特別控除額が、平成12年分以後の所得税から55万円に引き上げられました。

簡易な簿記で記帳をしている人については、これまでどおり45万円の控除額です。

「正規の簿記」とは、貸借対照表と損益計算書が自動的に導き出せる組織的な簿記の方式のことをいい、一般的には複式簿記を指します。正規の簿記の場合に必要なのは、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（仕訳帳）と、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（総勘定元帳）です。

また、「簡易な簿記」とは、日々の取引の記録及び棚卸資産の棚卸し、その他の決算整理を行い、主に損益面のみの帳簿を作成すれば足ります。簡易な簿記の方法による場合、帳簿に記載する項目は、①現金、②売掛金・買掛金、③減価償却資産、④引当金・準備金、⑤売上、⑥雑収入、⑦仕入、⑧諸経費の各項目とされています。



KIMIYO.I